

◎ 院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を医院全体として取り組み、当院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策に係る組織体制・業務内容

- 感染防止対策部門の設置
- 院内感染管理者の設置
- 最新エビデンスに基づいた「標準予防策」「感染経路別予防策」「職員感染予防策」「疾患別感染対策」「洗浄・消毒・滅菌・抗菌薬適正使用」等の手順書(マニュアル)作成
- 年2回院内感染対策に関する研修
- 院内感染管理者による地域や、医師会等の院内感染対策に関するカンファレンス、及び新規感染症の発生等を想定した訓練に参加
- 院内感染管理者による1週間に1回程度の定期的な院内巡回、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導

3. 抗菌薬適正使用のための方策

当院では、抗菌薬の適正使用を推進するため個々の症例に対して、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

4. 他の医療機関等との連携体制

地域の病院・医療施設等と連携し、感染対策に関する問題点を定期的に検討します。